



平成 30 年 5 月 21 日

お客様各位

株式会社日本輸出自動車検査センター(JEVIC)

お知らせ 2018_03 -
モーリシャス共和国向け中古自動車の船積み前輸出検査について

モーリシャス政府は、消費者保護（輸入管理）（改正案第 2 号）規則 2017 の告示通り、同国内での使用を目的として日本から輸出された中古自動車の輸出前検査機関として日本輸出自動車検査センター（JEVIC）を任命致しました。

個人輸入者が輸入する場合を除き、すべての中古自動車に検査証明書が適用される必要があります。

輸出前検査は、全ての中古自動車、バン、トラック、バスに対し、以下を認証致します。

- 車両は輸出前 2 ヶ月以内に検査されていること
- 盗難車両ではないこと
- 車両がその路上使用において使用可能な状態であること
- 車両のオークション等級
- 車両状態報告調査の対象であること
- 洪水や水害を受けていないこと
- 初度登録日からの下記車齢要件

- 普通自動車： 18 ヶ月から 4 年
- 二重目的車両： 18 ヶ月から 3 年
- 貨物用車： 6 年以下
- バン： 4 年以下
- バス： 3 年以下

（関連するモーリシャスの規制を参照ください）

全ての中古車は、この重要な輸出前検査の要件を満たしている必要があります。

スケジュール調整の都合上、検査のご予約は、検査希望日 3 営業日前までにお申し込みいただけますようお願いいたします。

また、調整済みご予約分の前営業日 15 時以降の日程変更やキャンセル（検査当日の日程変更キャンセル含む）につきましては、その検査料金のご返金は出来かねますのであらかじめご了承ください。

検査証明書は、検査完了後 2 営業日目以降に順次発行、発送致します。

検査料金: 9,500 円 (税別)

検査お申込み、及び、詳細につきましては、JEVIC 横浜本社までお問い合わせください。

以上